

全国の産業廃棄物税の概要

令和 2 年 3 月 2 4 日
産 業 廃 棄 物 課

1 産業廃棄物税制度の状況

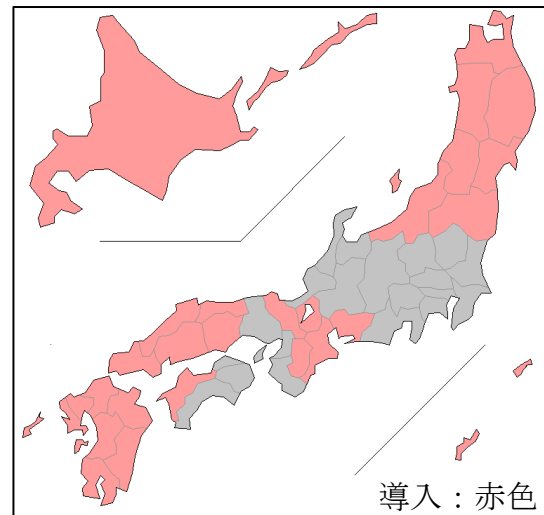
(1) 導入状況

導入 : 27 道府県

未導入 : 20 都府県

導入年度別の導入都道府県数

導入年度	道府県数
平成 1 4 年度	1
平成 1 5 年度	7
平成 1 6 年度	3
平成 1 7 年度	10
平成 1 8 年度	5
平成 1 9 年度	1



導入自治体の状況

(2) 課税方式

最終処分業者特別徴収方式 : 19 道府県

焼却処理・最終処分業者特別徴収方式 : 6 県

事業者申告納付方式 : 2 県

(3) 税率

1, 000 円 / トン (最終処分場搬入 (27 道府県))

※ 800 円 / トン (焼却処理施設搬入時も徴収 (6 県))

2 課税の特例の状況

(1) 特例導入状況

特例措置有 : 20 道県

特例措置無 : 7 府県

(2) 特例措置を設けていない理由

- ・環境負荷の同一性の観点及び課税の公平、簡素の観点から設けていない。
- ・特例措置を設ける要望がなく、また、必要性を感じていないため。
- ・現時点で特段の必要性を感じていないため。
- ・税の導入目的は、税負担により産業廃棄物の排出抑制と減量化を促進することであるため。等

(3) 特例措置の主なもの

ア 自社処分

非課税又は軽減：8 県

イ 処分量

一定量以上を減免：2 県

一定量以下を免税：2 県

ウ 廃棄物の種別

公共事業・災害等で発生する廃棄物：6 県

指定副産物（建設副産物、石炭灰等）：4 県